

# 決 定 書

異議申出人

住 所

氏 名 岩田 薫

異議申出人代理人

住 所 東京都新宿区西新宿六丁目2番3号

新宿アイランドアネックス 305号

氏 名 弁護士 山下 幸夫

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和7年（2025年）5月9日付けで提起された令和7年（2025年）4月27日執行鎌倉市議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出は、次のとおり決定する。

## 主 文

本件異議の申出を棄却する。

## 異議の申出の要旨

### 1 異議の申出の趣旨

当選人の加藤千華（以下「当選人」という。）が立候補時に届け出た鎌倉市御成町の住所（以下「現住所地」という。）に居住実態がない。よって当選無効とすべきである。

### 2 異議の申出の理由

申出人は、本件選挙における当選の効力に関し、本件異議の申出を提起したが、異議申出書、令和7年（2025年）5月28日付けで提出された補正申出書及び同年6月2日に実施した口頭意見陳述における主張から、その理由を要約すれば次のとおりである。

(1) 当選人が立候補の時点で届け出た住所には、居住した実態がない。

その根拠は以下のとおりである。

ア 近隣住民から、「現住所地に夜電気がつくことはほとんどなく、いつも無人であった」、「現住所地に人が出入りする姿をほとんど見かけない。生活している様子は全くうかがえない」、「近隣住民が利用するスーパーで当選人を見たことが一度もない」といった証言を得ている。

イ 現住所地は本当に住んでいるのだろうかと思えるような建物であり、その家賃を正式に払って居住していたのか大いに疑問である。「相場から見て相当高額の家賃と考えられる。20代でよく払えるものだ」と業者間で話題になっていた」との近隣不動産業者の証言も得ている。

ウ 令和7年（2025年）5月23日付け「行政文書一部公開決定通知書」の交付に基づき開示された当選人の「鎌倉市議会議員選挙候補者届出書（本人届出）」の住所の欄を見ると、番地を記載したと思われる部分に訂正印を押印した形跡が見られる。常識的に考えると、自分の住む番地を間違えることは考えにくく、当選人が現住所地に居住していないことを示している。

エ 選挙期間中に大船のホテルメッツに宿泊していたという証言を得ている。

オ 当選人からもらった名刺に記載された住所が、現住所地ではなく稲村ガ崎になっていたという証言を得ている。当選人の後援会代表者の居住地が稲村ガ崎であることから、名刺に稲村ガ崎の住所が記載された可能性が考えられるが、当選人が現住所地に居住していることに疑義が残る。

(2) 当選人の生活する居住地は、横浜市栄区である。

横浜市在住で、当選人の配偶者の近隣住人だとする者から、「当選人は毎日配偶者の部屋に帰ってきており、仲良く買い物に行く姿をよく見かけている」との証言を得ている。

(3) 立候補の際に届け出た住所は、単に名義だけ借り受けたもので、シェアハウスのように複数の人間と部屋を共有していた可能性を指摘する証言もあり、電気や水道のメーターに関して当選人個人の姿をほとんど見かけていないとの証言があり、したがって彼女が使用したメーター値を分離して掲示したものを示せないと予測する。

(4) 公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）は、第10条第1項第5号で被選挙権を有する者について「その選挙権を有する者で年齢満25歳以上の者」としている。民法（明治29年法律第89号）では第22条に「生活の本拠をその者の住所とする」としている。「生活の本拠」とは、客観的にそこで生活をしている事実があることを指す。この解釈は公職選挙法上でも適用される。単に住所を告示3カ月前に置いただけでは駄目で、そこで生活している根拠が示されなければならない。最高裁の平成9年8月25日の判例でも、「住民基本台帳上の転出の記録がされたとしても、実際に生活の本拠を移転していなければ住所を移転したとはみなせない」としている。当選人にはこの生活している根拠を示すものが鎌倉市にはない。

(5) よって当選の効力を取り消すべきである。

## 決定の理由

当委員会は、申出人から提起された本件異議の申出を形式的な要件を備えた適法なものとして認め、これを受理した。当選人には、法第216条第1項で準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第2項の規定に基づき、利害関係人として本件異議申出への参加を求めた。

審理は、関係法令に従い、申出人及び当選人が提出した証拠書類等、申出人による口頭意見陳述、当選人への質問、当選人が居住する建物周辺の現地調査等の内容に基づき慎重に行った。なお、当委員会の判断は次のとおりである。

### 1 住所認定の解釈

本件異議申出は、当選人の住所に関し提起されたものである。

法第10条第1項第5号は、市議会議員の被選挙権について、当該選挙権を有する者で年齢満25年以上のものと定め、同法第9条第2項は、選挙権について、日本国民たる年齢満18年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者が有すると定められている。

したがって、当選人が本件選挙において被選挙権を有するためには、本件選挙が執行された令和7年（2025年）4月27日時点で、引き続き3箇月（1月27日から4月27日まで）（以下「本件期間」という。）以上鎌倉市の区域内に住所を有していたことが必要である。

「住所」とは、民法第22条に規定する「生活の本拠」とされる。その意義について判例に照らすと、「選挙権の要件としての住所は、その人の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心をもってその者の住所と解すべきであり（昭和35年3月22日最高裁判決）、「一定の場所が住所に当たるか否かは、客観的な生活の本拠たる実態を具備しているか否かによって決す」（平成9年8月25日最高裁判決）べきものとされる。また「生活の本拠とは、その者の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心をいうから、滞在場所が昼夜で異なることが多い場合には、夜間寝泊まりをしている場所を中心として検討するのが相当である。」（令和3年12月23日東京高裁判決）とされる。

「客観的な生活の本拠たる実体」を具備しているか否かの判断については、現に起臥していることが客観的に認められることが必要であり、そのためには、日常生活の状況、同居人の状況、水道・電気・ガスの使用状況等の詳細な生活実態から総合的に判断することが必要である。

### 2 当委員会が認定した事実等

当委員会は、当選人から提出された証拠書類等及び職権により徴取した物件から以下の事実を認定した。

(1) 住民票の届出状況

当選人は、本件期間より前に横浜市保土ヶ谷区から現住所地へ住民票を移し、以降は住民票の異動は行っていない。

(2) 現住所地の状況

賃貸借契約書（写）によると、現住所地は、3階建て集合住宅の1階で、入居者は2名となっており、契約者である当選人の婚約者（以下「同居人」という。）及び当選人となっている。また、契約期間は、令和6年（2024年）6月から2年間となっている。

(3) 定期券について

当選人が所有する定期券は、鎌倉駅から都内A駅の区間（都内B駅経由）のもので、本件期間を含む、令和6年（2024年）12月19日から令和7年（2025年）6月18日までのものであった。また、当選人の勤務先から定期代の支給を受けている。

(4) 現住所地における電気、ガス、水道の使用量について

ア 現住所地における電気使用量

使用期間	使用量 (kwh)
令和6年7月請求分	56
令和6年8月請求分	214
令和6年9月請求分	235
令和6年10月請求分	267
令和6年11月請求分	136
令和6年12月請求分	105
令和7年1月請求分	196
令和7年2月請求分	229
令和7年3月請求分	194
令和7年4月請求分	194
令和7年5月請求分	169

イ 現住所地におけるガス使用量

使用期間	使用量 (m <sup>3</sup> )
令和6年6月16日～令和6年6月20日	2
令和6年6月21日～令和6年7月23日	16
令和6年7月24日～令和6年8月22日	10
令和6年8月23日～令和6年9月20日	13
令和6年9月21日～令和6年10月22日	19
令和6年10月23日～令和6年11月21日	16
令和6年11月22日～令和6年12月19日	19
令和6年12月20日～令和7年1月23日	18
令和7年1月24日～令和7年2月19日	17
令和7年2月20日～令和7年3月21日	21
令和7年3月22日～令和7年4月21日	22
令和7年4月22日～令和7年5月22日	24

ウ 現住所地における水道使用量

使用期間	使用量 (m <sup>3</sup> )
令和6年8月～令和6年9月分	16
令和6年10月～令和6年11月分	17
令和6年12月～令和7年1月分	12
令和7年2月～令和7年3月分	9
令和7年4月～令和7年5月分	13

(5) グリーン車の利用履歴について

本件期間におけるグリーン車の利用履歴は、次のとおりである。

日付	グリーン券情報				
	行き区間		帰り区間		
	(自)	(至)	(自)	(至)	
1月27日	月	北鎌倉	都内C駅	都内D駅	鎌倉
1月28日	火	北鎌倉	都内B駅	都内D駅	鎌倉
1月29日	水	北鎌倉	都内B駅	都内D駅	鎌倉
1月30日	木	北鎌倉	都内B駅	都内E駅	鎌倉
1月31日	金				
2月1日	土				
2月2日	日				
2月3日	月				
2月4日	火	鎌倉	都内D駅	都内D駅	鎌倉
2月5日	水	北鎌倉	都内B駅	都内D駅	鎌倉
2月6日	木	鎌倉	都内D駅		
2月7日	金				

2月8日	土				
2月9日	日				
2月10日	月	北鎌倉	都内C駅	都内D駅	鎌倉
2月11日	火				
2月12日	水	北鎌倉	都内B駅		
2月13日	木	鎌倉	都内D駅		
2月14日	金	大船	都内C駅		
2月15日	土			都内C駅	大船
2月16日	日				
2月17日	月				
2月18日	火	鎌倉	都内D駅		
2月19日	水	鎌倉	都内D駅		
2月20日	木	鎌倉	都内D駅	都内D駅	鎌倉
2月21日	金			都内D駅	鎌倉
2月22日	土				
2月23日	日				
2月24日	月				
2月25日	火	鎌倉	都内D駅		
2月26日	水	鎌倉	都内D駅		
2月27日	木	鎌倉	都内D駅		
2月28日	金				
3月1日	土				
3月2日	日	鎌倉	都内D駅		
3月3日	月				
3月4日	火	鎌倉	都内D駅		
3月5日	水	鎌倉	都内D駅		
3月6日	木	鎌倉	都内D駅	都内D駅	鎌倉
3月7日	金	鎌倉	都内D駅	都内D駅	鎌倉
3月8日	土				
3月9日	日				
3月10日	月	大船	都内C駅	都内D駅	鎌倉
3月11日	火	鎌倉	都内D駅	都内D駅	鎌倉
3月12日	水	北鎌倉	都内B駅	都内D駅	鎌倉
3月13日	木	鎌倉	都内D駅	都内D駅	鎌倉
3月14日	金	鎌倉	都内D駅	都内D駅	鎌倉
3月15日	土				
3月16日	日				
3月17日	月	鎌倉	都内D駅	都内C駅	北鎌倉
3月18日	火				

3月19日	水	鎌倉	都内D駅	都内D駅	鎌倉
3月20日	木				
3月21日	金	鎌倉	都内D駅	都内D駅	鎌倉
3月22日	土				
3月23日	日				
3月24日	月	鎌倉	都内D駅		
3月25日	火	鎌倉	都内D駅	都内D駅	鎌倉
3月26日	水	鎌倉	都内D駅	都内D駅	鎌倉
3月27日	木	鎌倉	都内D駅	都内D駅	鎌倉
3月28日	金				
3月29日	土				
3月30日	日			都内D駅	鎌倉
3月31日	月				
4月1日	火	鎌倉	都内D駅	都内D駅	鎌倉
4月2日	水	鎌倉	都内D駅	都内F駅	鎌倉
4月3日	木	鎌倉	都内D駅	都内D駅	鎌倉
4月4日	金				
4月5日	土				
4月6日	日				
4月7日	月				
4月8日	火	鎌倉	都内D駅	都内D駅	鎌倉
4月9日	水	鎌倉	都内D駅		
4月10日	木	鎌倉	都内D駅	都内D駅	鎌倉
4月11日	金				
4月12日	土	鎌倉	都内D駅		
4月13日	日				
4月14日	月				
4月15日	火	鎌倉	都内D駅	都内E駅	鎌倉
4月16日	水				
4月17日	木				
4月18日	金				
4月19日	土			県内A駅	鎌倉
4月20日	日				
4月21日	月				
4月22日	火				
4月23日	水				
4月24日	木				
4月25日	金				
4月26日	土				
4月27日	日				

## (6) GPS の記録について

当選人から令和7年3月9日から5月31日までの期間におけるグーグルマップのGPS データが提出された。そのうち本件期間に該当する令和7年3月9日から4月27日までの50日間における1日の最初の出発地点及び最後の到着地点を集計したものは次のとおりである。なお、提出された証拠書類上、出発地点もしくは到着地点が確認できないデータは、不明として集計した。

### ア 出発地点の集計

現住所地从ら出発した回数は20回、鎌倉駅を出発した回数は22回、鎌倉市内地点から出発した回数は3回、東京都内から出発した回数は1回、不明は4件である。

### イ 到着地点の集計

現住所地に到着した回数は13回、鎌倉駅に到着した回数は18回、鎌倉市内地点に到着した回数は1回、不明は18件である。

## (7) 領収書について

当選人から飲食店、コンビニエンスストア等の領収証合計156枚の提出があり、そのうち、本件期間における領収証は62枚であった。

内訳は、飲食店が15枚、コンビニエンスストア及びスーパーマーケットでの食品購入が15枚、日用品及び食品を除くコンビニエンスストア利用が15枚、駐車場利用が4枚、ホームセンターでの日用品購入が1枚、ガソリンスタンドでの給油が1枚、その他タクシーの利用等が11枚であり、その場所は、鎌倉市内が58枚、県内他市が3枚、県外が1枚であった。

## 3 当選人に対する主な聴き取り内容

- (1) 現住所地の前は、当選人は横浜市保土ヶ谷区にある実家に居住していた。
- (2) 当選人と同居人は、令和6年（2024年）6月に現住所地に引っ越し、それ以降2人で住んでいる。  
また、現住所地以外に当選人又は同居人が所有又は賃借している物件はない。
- (3) 生活費の支払いは、同居人が基本的に行っている。
- (4) 横浜市栄区の住所は、同居人の実家である。挨拶に伺ったことは数回程度あるが、住んでいた時期はない。
- (5) 当選人の勤務体系は、短日勤務制度を利用し、火曜から木曜まで出勤しており、自宅を出る時間は7時前後で、帰宅は21時や22時台になることが多い。同居人は、月曜日から金曜日までの勤務で都内に通っており、自宅を出る時間は当選人と同じ時間で、帰宅時間はさらに遅いことが多い。
- (6) 休日となる金曜から月曜までの当選人の過ごし方は、政治活動として市内を回ることが多かった。

同居人の休日（土曜・日曜）の過ごし方は、当選人の政治活動に協力したり、都内のジムに通ったり、外出していることが多かった。

- (7) 自宅での起臥寝食の状況については、基本的には自宅で寝起きしており、出勤日はグリーン車を使用し、車内で食事をとることが多かった。休日は、近隣のスーパーで買ったものを食べたり、外食をしたりしており、当選人及び同居人は自炊をしない。洗濯は週末にまとめて1、2回洗濯機を回している。入浴はしているが、当選人はシャワーで済ますこともある。また、同居人は、都内のジムでシャワーを浴びて自宅では入らない日もある。
- (8) 出退勤時に使用したグリーン車の乗車履歴で、乗車が北鎌倉駅になっているものは、鎌倉駅で普通車両に乗車し、グリーン車に移動することがあるためである。また、グリーン車の降車駅が都内B駅と都内D駅になっているものは、都内B駅で降車する方が早いですが、同居人と出勤する場合、都内D駅まで一緒に行くことがあるためである。
- (9) 運転免許証及びマイナンバーカードの住所変更手続きを本件期間より前に行っている。
- (10) 現住所地は、建物の構造上、周りの道路から部屋の中を確認することはできないと考えられる。
- (11) 選挙期間中、大船のホテルに選挙運動に協力をしていた両親が宿泊しており、当選人は宿泊していない。当選人は、両親が宿泊する部屋に滞在した時間はあるが、寝るときは現住所地に帰宅している。
- (12) 稲村ガ崎の事務所は、シェアオフィスで、政治活動等の郵便物が届くよう設定している。また、近隣エリアの方と打合せをする際にはそこを使用していた。
- (13) 隣人や同じ建物の住民と交流はない。

#### 4 当委員会の判断

以上の事実を踏まえ、当選人が本件期間において、現住所地において生活の本拠を有していたかについて判断する。

##### (1) 勤務日における出勤状況及び休日における生活状況について

当選人から提出のあったグリーン券利用明細書、GPS 情報、鎌倉市内の飲食店を利用したこと及び弁当などの食料品を購入したことが分かるもの（以下「飲食店等の領収書等」という。）等の日付ごとに整理した表は次のとおりである。なお、グリーン券利用明細書の内容は、交通系 IC カードの利用履歴及びGPS 情報とも照合し、齟齬がほぼないことを確認している。

	日付		グリーン券情報				現住所地周辺を 起点・終点とし たGPS情報	市内の飲食 店・弁当など 食品購入日
			行き区間		帰り区間			
			(自)	(至)	(自)	(至)		
勤 務 日	1月27日	月	北鎌倉	都内C駅	都内D駅	鎌倉		
	1月28日	火	北鎌倉	都内B駅	都内D駅	鎌倉		
	1月29日	水	北鎌倉	都内B駅	都内D駅	鎌倉		
	1月30日	木	北鎌倉	都内B駅	都内E駅	鎌倉		
	1月31日	金					○	
	2月1日	土					○	
	2月2日	日						
	2月3日	月					○	
勤 務 日	2月4日	火	鎌倉	都内D駅	都内D駅	鎌倉		
	2月5日	水	北鎌倉	都内B駅	都内D駅	鎌倉		
	2月6日	木	鎌倉	都内D駅				
	2月7日	金						
	2月8日	土						
	2月9日	日					○	
勤 務 日	2月10日	月	北鎌倉	都内C駅	都内D駅	鎌倉		
	2月11日	火						
	2月12日	水	北鎌倉	都内B駅			○	
	2月13日	木	鎌倉	都内D駅				
	2月14日	金	大船	都内C駅				
	2月15日	土			都内C駅	大船	○	
	2月16日	日					○	
	2月17日	月					○	
勤 務 日	2月18日	火	鎌倉	都内D駅				
	2月19日	水	鎌倉	都内D駅				
	2月20日	木	鎌倉	都内D駅	都内D駅	鎌倉		
	2月21日	金			都内D駅	鎌倉		
	2月22日	土					○	
	2月23日	日					○	
	2月24日	月					○	
勤 務 日	2月25日	火	鎌倉	都内D駅				
	2月26日	水	鎌倉	都内D駅				
	2月27日	木	鎌倉	都内D駅				
	2月28日	金						

	日付		グリーン券情報				現住所地周辺を 起点・終点とし たGPS情報	市内の飲食 店・弁当など 食品購入日
			行き区間		帰り区間			
			(自)	(至)	(自)	(至)		
	3月1日	土						
	3月2日	日	鎌倉	都内D駅				
	3月3日	月						
勤 務 日	3月4日	火	鎌倉	都内D駅				
	3月5日	水	鎌倉	都内D駅				
	3月6日	木	鎌倉	都内D駅	都内D駅	鎌倉		
	3月7日	金	鎌倉	都内D駅	都内D駅	鎌倉		
	3月8日	土						
	3月9日	日				○		
	3月10日	月	大船	都内C駅	都内D駅	鎌倉	○	
勤 務 日	3月11日	火	鎌倉	都内D駅	都内D駅	鎌倉	○	
	3月12日	水	北鎌倉	都内B駅	都内D駅	鎌倉	○	
	3月13日	木	鎌倉	都内D駅	都内D駅	鎌倉	○	
	3月14日	金	鎌倉	都内D駅	都内D駅	鎌倉	○	
	3月15日	土				○		
	3月16日	日				○		
	3月17日	月	鎌倉	都内D駅	都内C駅	北鎌倉	○	
勤 務 日	3月18日	火					○	
	3月19日	水	鎌倉	都内D駅	都内D駅	鎌倉	○	
	3月20日	木					○	○
	3月21日	金	鎌倉	都内D駅	都内D駅	鎌倉	○	
	3月22日	土					○	○
	3月23日	日					○	
	3月24日	月	鎌倉	都内D駅			○	○
勤 務 日	3月25日	火	鎌倉	都内D駅	都内D駅	鎌倉	○	
	3月26日	水	鎌倉	都内D駅	都内D駅	鎌倉	○	
	3月27日	木	鎌倉	都内D駅	都内D駅	鎌倉	○	
	3月28日	金					○	○
	3月29日	土					○	
	3月30日	日			都内D駅	鎌倉	○	
	3月31日	月					○	

	日付		グリーン券情報				現住所地周辺を 起点・終点とし たGPS情報	市内の飲食 店・弁当など 食品購入日
			行き区間		帰り区間			
			(自)	(至)	(自)	(至)		
勤 務 日	4月1日	火	鎌倉	都内D駅	都内D駅	鎌倉	○	
	4月2日	水	鎌倉	都内D駅	都内F駅	鎌倉	○	
	4月3日	木	鎌倉	都内D駅	都内D駅	鎌倉	○	
	4月4日	金					○	○
	4月5日	土					○	
	4月6日	日					○	
	4月7日	月					○	
勤 務 日	4月8日	火	鎌倉	都内D駅	都内D駅	鎌倉	○	
	4月9日	水	鎌倉	都内D駅			○	
	4月10日	木	鎌倉	都内D駅	都内D駅	鎌倉	○	
	4月11日	金					○	
	4月12日	土	鎌倉	都内D駅			○	
	4月13日	日					○	
	4月14日	月					○	○
勤 務 日	4月15日	火	鎌倉	都内D駅	都内E駅	鎌倉	○	
	4月16日	水					○	
	4月17日	木					○	
	4月18日	金					○	
	4月19日	土			県内A駅	鎌倉	○	
	4月20日	日					○	
	4月21日	月					○	○
勤 務 日	4月22日	火					○	○
	4月23日	水					○	
	4月24日	木					○	○
	4月25日	金					○	○
	4月26日	土					○	
	4月27日	日					○	

ア 勤務先の出勤状況について

当選人は民間企業へ従事しており、本件期間においても勤務を継続していて、勤務先では短日勤務制度を使用し、火曜日から木曜日までが基本的な勤務日であるとのことであった。本件期間における勤務先への定期券を保有していることは前述のとおりである。

上記の表のとおり、鎌倉駅から勤務先へ出勤し、退勤後は鎌倉駅に戻っていることが客観的に認

められる。

#### イ 勤務日以外の日（以下「休日」という。）について

金曜日から月曜日までの現住所地における生活の本拠を有するか否かについて検討する。

上記の表からは、勤務日は鎌倉駅で乗車又は降車していることが分かるため、その前日の夜又は翌日の朝においても現住所地にいたことが推認できる。加えて、休日においても鎌倉駅を起点とする電車の利用状況が確認でき、3月9日以降のGPS情報から現住所地を起点に生活していることが伺える。また、鎌倉市内の飲食店の利用又は弁当などの食料品の購入も複数確認できる。これは当選人及び同居人は自炊を基本的に行わないという主張にも合致する。通常、飲食店等の領収書等を全て保管していなかったとしてもそれ自体は一般的なことであり、全ての休日における飲食店等の領収書等がないことは特段不自然とはいえない。

これらのことから、休日においても現住所地を起点に日常生活をしていることが推認できる。

#### (2) 光熱水費について

一般に人が客観的に生活の本拠といえる場所で現に起臥するためには、そもそも当該場所で日常生活を営むに足る必要最低限の行為をすることができなければならない、この必要最低限の行為とは、睡眠、食事、洗濯、入浴などの行為がある。

そのため、これらの行為をするためには、当該場所において電気、ガス、水道を使用することが当然想定される。これらを使用することなくして、当該場所において現に起臥していたと認定するためには、これらを使用しなくても日常生活を営むことができたという合理的な理由が必要である。

#### ア 電気の使用量について

電気使用量は前掲のとおりであり、最初の一月を除いた1箇月当たりの平均使用量は、193.9kwhである。東京都環境局の平成26年度家庭のエネルギー消費動向実態調査によると、世帯人数別の1箇月当たりの電気の平均使用量は、集合住宅の場合、一人世帯で186kwh、二人世帯で272kwhであり、一人世帯の平均的使用量を上回るものの、二人世帯の平均的使用量としては電気使用量が少ないと言える。しかし、当選人及び同居人の出勤日における出勤・帰宅時間及び休日における外出状況に係る主張（当選人の出勤・帰宅時間については、GPS情報からも主張と概ね整合性がとれていることを確認できる。）からすると、電気を使用する機会が限られ、使用量が少ないこともそれほど不自然ではなく、日常生活を営むことができたと認められる。

#### イ ガスの使用量について

ガス使用量は前掲のとおりであり、最初の一月を除いた1箇月当たりの平均使用量は、17.7 m<sup>3</sup>である。東京都環境局の平成26年度家庭のエネルギー消費動向実態調査によると、

世帯人数別の1箇月当たりの都市ガスの平均使用量は、集合住宅の場合、一人世帯で15 m<sup>3</sup>、二人世帯で30 m<sup>3</sup>であり、一人世帯の平均的使用量を上回るものの、二人世帯の平均的使用量としてはガス使用量が少ないと言える。しかし、当選人によると、当選人及び同居人の自炊や入浴状況に係る主張（食事の状況については、当選人の市内での飲食や弁当などの食品購入状況からも主張と概ね整合性がとれていることを確認できる。）からすると、日頃からガスを使用することが少なく、使用量が少ないこともそれほど不自然ではなく、日常生活を営むことができたと認められる。

#### ウ 水道の使用量について

水道使用量は前掲のとおりであり、1箇月当たりの平均使用量は、6.7 m<sup>3</sup>である。東京都水道局の令和2年度生活用水実態調査によると、世帯人員別の1箇月あたりの平均使用量は、一人世帯で8.1 m<sup>3</sup>、二人世帯で14.9 m<sup>3</sup>であり、一人世帯の平均的使用量を下回っており、水道使用量はかなり少ないと言える。しかし、当選人及び同居人の自炊、入浴及び洗濯状況に係る主張（食事の状況については、当選人の市内での飲食や弁当などの食品購入状況からも主張と概ね整合性がとれていることを確認できる。）からすると、日頃から水道を使用することが少なく、使用量が少ないこともそれほど不自然ではなく、日常生活を営むことができたと認められる。

#### (3) その他について

当選人から聴き取り時に提示された運転免許証及びマイナンバーカードを確認すると、それぞれ住所変更を行っていた。また勤務先への住所変更も行っており、鎌倉駅からの定期代が支給されていることは提出された資料から認定できる。これら住所変更の事実は、客観的に生活の本拠を有すると認定する重要な事実の一つといえる。

#### (4) 小括

以上のことから、勤務日においては鎌倉駅から乗車し、退社後は鎌倉駅で降車していることが分かる。また休日においても現住所地を起点に生活していることが伺える。光熱水費の使用量が平均と比べて少ないことは事実であるが、これは当選人及び同居人のライフスタイルによるものであり、理由があることが認められる。したがって、提出された証拠書類等や聞き取り内容から総合的に判断すると、滞在場所が昼夜で異なることが多い当選人が夜間寝泊まりしている場所は現住所地であり、日常生活も現住所地を起点に生活し、現住所地で日常生活が営まれていると認められることから、現住所地に生活の本拠を有していると認定することの方が自然であり、現住所地以外の地で生活していることも推認することができない。

## 5 申出人の主張についての判断

### (1) 現住所地における居住実態がないという主張の根拠について

近隣住民の証言について、当選人から居住する建物の構造上外から中に人がいるか、また電気が点いているかどうか判断することはできないはずであると主張があった。当委員会が現地確認したところ、当選人の主張どおり、外から中の様子を伺うことはできなかった。また当該建物は一般的な集合住宅であり、近隣住民が利用するスーパーで当選人を見たことがないとする証言については、その点のみをもって現住所地で生活していなかったと判断することはできない。

また、「鎌倉市議会議員選挙候補者届出書（本人届出）」における訂正については、単に住所表記を訂正したもの（〇〇番地●号と記載すべきところ、〇〇ー●と記載していたものの訂正）であり、自分の住所を訂正したものではない。

さらに、選挙期間中に大船のホテルに宿泊していたという証言について、当選人によると選挙運動に協力をしていた両親の宿泊先であり、自身は選挙活動の休憩のために滞在したことはあるが、宿泊はしていないとのことだった。また仮に大船のホテルに宿泊していたとしてもそれは証言どおり選挙期間中に限ることであり、当選人は現住所地に生活の本拠を有すると認められ、その点のみをもって現住所地で生活していなかったと判断することはできない。

加えて、当選人の名刺に記載された住所が、稲村ガ崎になっていたという証言について当選人に確認したところ、シェアオフィスとして利用している場所で、政治活動等の郵送物の送付先としており、近隣エリアの方と打合せする際に使用しているものであるということであった。

これらのことから申出人の主張する現住所地に居住実態がないとする根拠は客観的な証拠に基づくものでなく、採用することができない。

### (2) 当選人の生活する居住地は横浜市栄区であるという主張について

申出人が主張する横浜市栄区の住所は、同居人の実家であり、当選人は数回程度しか行ったことがないとのことであった。また、当選人は現住所地に生活の本拠を有すると認められ、申出人の主張には当選人が横浜市栄区に居住しているという客観的な証拠もないため、申出人の主張は採用することができない。

### (3) その他の主張について

申出人が異議申出書等に記載している主張については、いずれも当選人の現住所地における居住実態がないことを証明するものではなく、また別の場所に居住していることを直接証明するものではない。よって申出人の主張は採用することができない。

## 6 結論

以上のことから、当選人は本件期間において、現住所地に生活の本拠があったと判断することが相当である。

また、現住所地に生活の本拠があったという当選人の主張を覆すほどの証拠書類等の提出や主張が確認できない。

したがって、本件選挙における当選人の当選を無効とする決定を求める申出人の主張には理由が認められず、当委員会は主文のとおり決定する。

令和7年（2025年）7月6日

鎌倉市選挙管理委員会

委員長 奥津 淑子

(教示)

この決定に不服があるときは、この決定書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で神奈川県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。